

(受理番号)	3-14	(受理年月日) 令和3年11月22日
	陳 情	
件 名	「香川県ネット・ゲーム依存症対策条例」附則2に基づき、「施行後2年」の「検討」を始めることを求めることについて	
要 旨	<p>「香川県ネット・ゲーム依存症対策条例」(以下、この条例)の「附則」の2は、「この条例の規定については、この条例の施行後2年を目途として、この条例の施行状況等を勘案し、検討が加えられる」ことを規定している。そして、検討の上で「必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられる」ことになっている。</p> <p>少なくとも以下の2つの理由で、この条例の規定について、是非とも「検討」していただきたいと考え、陳情する。</p> <p>1 この条例には、条例名を除く条例本文だけで52回も「ネット・ゲーム依存症」という用語が使われ、この用語が条例のキーワードとなっている。</p> <p>しかし、令和2年2月定例会以後のすべての県議会本会議における、浜田知事の10回の発言、工代教育長の7回の発言を調べてみると—この条例の引用と議員発言の引用を除けば—知事も教育長も「ネット・ゲーム依存症」という用語をあえて使わず、「ネット・ゲーム依存」という表現に統一している。県が主催する講演会や教育委員会のマニュアルのタイトルも同様である。</p> <p>科学的根拠がないにもかかわらず、確立した病気の名称だと誤解される「ネット・ゲーム依存症」という用語は、法令用語として「適格」・適切なものか、根本から再検討すべきである。</p> <p>2 香川県の弁護士全員が所属する香川県弁護士会が、組織的な検討の末、2020年5月の「会長声明」で、この条例の廃止、特に第18条第2項の「即時削除」を求めた。しかし、これに対して県議会は正式かつ組織的な討議をすることなく、西川議長名の「見解」を公表したのみである。</p> <p>法律の専門家集団が正式にこの条例の「廃止」を求めるほどに、この条例には法的な問題があり得るわけであるから、当然、議会の各会派及び知事部局・教育委員会が、それぞれこの条例について再検討し、意見のすり合わせをするべきである。</p> <p>以上、香川県議会の誠実さを信じて、陳情する。</p>	